

「日本再興戦略 2017（仮称）」 国家戦略特区関係（案） 概要

平成 29 年 5 月 22 日
地方創生担当大臣
山 本 幸 三

1. 残された「岩盤規制」の改革などによる国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、本年度末までの 2 年間に「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行う。

2. 更なる規制改革事項の追加

（「近未来技術」の実証を促進する、規制の「サンドボックス」制度の創設など）

- ① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設
 - 自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験
 - 事前規制・手続の抜本的な見直し
 - 情報公開や、監視、評価、紛争処理システムなどの整備
- ② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進
 - 道路交通法上の道路使用許可に係る規制・手続の見直しや明確化
 - 道路運送車両法上の保安基準に係る規制・手続の見直しや明確化
 - 公道実証実験に際しての、事故等に係る責任対象（現行は運転手個人）の在り方
 - 信号情報の特区自治体や事業者への円滑な提供
 - 貨物・旅客車両のタイムシェアリングの実現
- ③ 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進
 - 「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

（重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項等の推進）

- ④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など
- ⑤ フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進
- ⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し

3. 指定区域の追加など

- ・ 本年中を目途に、大胆な規制改革事項を提案した、熱意ある自治体に対しては国家戦略特区の4次指定を実現する。
- ・ 現在、被災地等において、復興支援及び被災地を拠点とするイノベーションの推進を図るため、様々な近未来技術を活用する取組が積極的に行われている。また、これらの取組等により第一次産業や観光分野等を中心とした被災地の活性化が期待される場所である。
- ・ こうした観点から、国家戦略特区の第4次指定については、特に、被災地を含めた区域の指定を積極的に考慮していく必要がある。

4. 成功事例等に係る広報・PR活動の抜本的強化

- ・ 国家戦略特区における成功事例等の広報・PR活動の抜本的強化を図ることにより指定区域以外の自治体・民間事業者にも規制改革による経済成長及び地域活性化に向けた取組の可能性を示し、国家戦略特区の効果を全国に拡大していく。
- ・ 具体的には、シンポジウムの開催や、テレビ番組・ホームページ・パンフレット等の作成を一層拡充し、「特区推進共同事務局」などを通じた体制強化を図る。